

# 慶長期の東海地域の検地と支配

—三河国から—

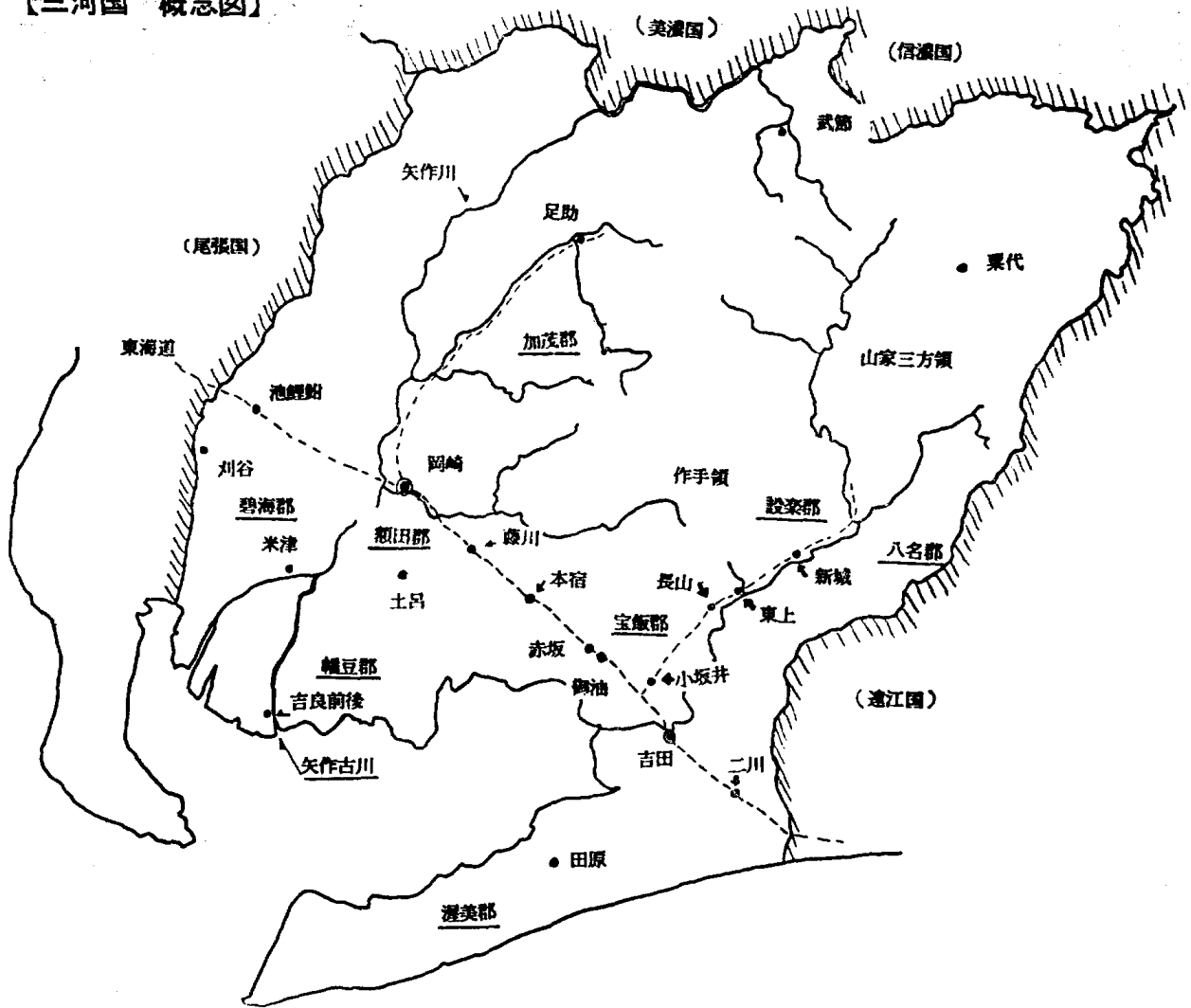
多田文夫

はじめに

近年、慶長期の徳川氏の政策基調と、その領域支配の特質に関する研究は著しい進展を見せている。とりわけ領域支配の特質を問う成果は、山本英二氏や曾根勇二氏らによって上げられ、慶長五年（一六〇〇）以降の徳川氏の直轄領支配のめざす方向を、畿内など全国との関連で追求し、三河を含めた東海地域の全体像の把握を可能にしている。<sup>(1)</sup> また、直轄領支配の実態に迫る作業が本多隆成氏や佐藤孝之氏の一連の業績によって、当該期の遠江の地区ごとの特色や、年貢徴収面での詳細な分析、そして領域支配の解明など、地域固有の論理の映像を見ることが出来る。<sup>(2)</sup> そして対応する徳川氏の財政問題などでは大野瑞雄氏や和泉清司氏によって分析が進められ地域をめぐる概観の掌握を容易にしている。<sup>(3)</sup> 検地を切り口にこれらの問題に迫る業績も数多く上げられ、東海地域でも駿河では関根省二氏、遠江では本多隆成氏によって慶長期の検地施行の実態面や各施行地の在地動向が明らかになってきている。<sup>(4)</sup> 当該地域の村落論・構造的特質の解明については、所理喜夫氏や並木克央氏・小高昭一氏<sup>(5)</sup>によって成果が積まれ、石高の示す意義や村落内部の意識や多様性を持ちフラットではない当時の村の姿を明らかにしている。

本稿では、東海地域でも三河を事例に、慶長九年（一六〇四）前後に施行された検地や寺領設定作業、在地での代官支配を材料に、当該期の徳川氏直轄領の支配体制の分析を試み、そこに表れる三河の地域的特質と、その固有の論理の抽出を行

【三河国 概念図】



いたい。

## 1 慶長検地

さて本章では、三河で慶長九年を中心に実施された三河の検地を切り口に、当該期の直轄領支配について考察を加えたい。慶長五年以降の徳川氏直轄領では、関ヶ原戦後の所領再編に伴い、各地で総検地が実施された。本稿の対象とする三河を含む東海地域でも慶長期に相次いで総検地が実施された。中心となったのは慶長九年で施行地域は、関東や畿内と本稿の直接の対象である三河を含めた遠江・駿河の東海地域である。また、尾張も慶長十二年に総検地が施行され、東海道筋では慶長期を通じて検地が行われていく。さて、周知のことだが三河では慶長検地に先行して近世初期検地が施行されている。まず、天正十七・十八年（一五八九・一五九〇）を中心に関東転封以前の徳川氏による五ヶ国総検地、ついで同十八年と二

十年（一五九二）に見られる太閤検地である。検地施行にいたる政策基調としては、最近注目されている東海道筋の河川改修事業で、三河では林基氏が明らかにしたように、物資輸送を主眼に米津親勝を奉行とする矢作川下流の開削工事の実施がある。米津は次章で触れる三河の慶長検地の担当者であり、山本氏も物資輸送体制との関連面での彼の位置に検討を加えており、翻って三河での彼の役割についてもこの河川改修事業を念頭におきながら検討すべきであろう。では、慶長九年の検地施行以前の石高の把握状況を見ておこう。史料をあげる。

【史料1】

尚以、彦小刑御繩打之時、被進置候御寺領分ハ、先々御手前ニ抱可被為置候、罷上候節得御意、相済可申候、此通其元御代官衆へも可被仰候、為御音信す、三対拝領申候、以上、

返々御寺領之儀、甚九郎殿御手代衆も可被存知候間、相違有間敷候、以上、

尊書令拜見候、仍御寺領之儀、去年御判形拜見申候得共、員数無御座候、何程御所務被成候と申候へ者、卅石之由被仰候、内府様も如前々進置候得と、御意被成候つる間、罷上候者、如前々百石余致之、可進之候、先年彦小刑御繩打被致、被進置候通者、御手前ニ抱可被置候、上洛之節様子相済可申候、委細御使僧申渡候、恐々謹言、

伊備前守

七月七日

忠次（花押）

自中泉

東観音寺

尊報人々御中

まず本文書の年代であるが文中に「内府様」とあるので徳川家康が内大臣に任官していた慶長七年から八年の二月の間であろうから慶長七年と断定できる。さて、文中に「先年彦小刑御繩打」また追而書にも同様の文言があり、慶長七年の「先年」に彦坂元正によって検地が施行されたことが分かり、本文書に記している年次については天正十七年検地と思われる。慶長六

年段階には大久保長安・彦坂元正・伊奈忠次による東海地域への寺社領安堵があったわけだが、そこに示された石高は関東転封以前の徳川氏の五ヶ国総検地だったのである。渥美郡には天正十八年から慶長五年にいたる十年間の豊臣系大名の太閤検地施行は伝えられておらず、三河の在地状況を取り込む同体制の性格が窺える。検地施行以前に五ヶ国総検地の石高が利用されている点を踏まえて次に進もう。なお、本文書のその他の内容については後ほど検討を行う。さて、表1に検地帳全体を検討できた三河の慶長検地帳の一覧を掲げておく<sup>(9)</sup>。現在までに報告されている三河の慶長検地帳全体ではないことをあらかじめお断りしておく。以下本表に従って記述を進めたい。論点にはいる前に、検地帳を史料的に検討してみよう。

一村あたりの冊数の構成は、その村落など施行対象の規模で様々であるが、基本的には一村につき一冊の割合で作成される。中には荒帳を別に作成する場合もある(No.1設楽郡杉山村、No.6同郡白子村)。検地帳一点全体での構成だが、字別に田畑ともに記載していく方法と、田畑を分けてその中で字ごとに記載する方法の二種類の方法が取られている。また、No.26の場合には字を含めた村内の地区ごとに作成されており、野帳のような形態がそのまま検地帳に残ったと推測される。この様に様々な形態の検地帳が同時期に作成されているのである。原因であるが、検地役人が同じ米津清右衛門でもNo.27・28と他の村々のように記載形式は異なっており、さらに他の検地役人との間でもNo.63の辰巳藤右衛門と米津清右衛門とが同様であるなどから、検地役人各々の検地方式の違いだけではなく、この検地帳一点の構成の差異は村ごとの検地の施行方法・村方の年貢収取面を含めた人的諸関係の差異に起因するのではないか(後述)。

さて、検地帳の原本だが、施行した検地役人によって若干の差があるものの、全丁のノドと荒・不作記載箇所に関人の墨印の押捺があり、これらで原本・写本の区別を行った。しかし、表中で○印で示したが、墨印が無いものの一丁あたりの筆数などの形態から原本と思われる場合は断定を避けた。原本と写本の取扱いで注意しなければならないのは分付記載の部分である。No.11の設楽郡上平井村(新城市上平井)には原本と写本が双方現存しているので、比較すると分付百姓が省略され分付主が単一の名請人として記載されている例が見られた。よって分付記載が無い場合でも原文書には記載されていた可能性がある。

No.	村高(石)	冊数	原/写	分付	記載形式	入作	蓋地	墨主	備考(出典、所蔵、その他)
1	639.1300	5 ※	原	有	A-(末)屋	有	有	有	『新城集成』新城市役所蔵、 5冊のうち1冊荒帳
2	160.2700	1	写	有	A-(末)屋	有	有	無	『新城集成』新城市役所蔵
3	58.9300	1	原	有	畑屋-(末)屋	無	有	無	『新城集成』新城市役所蔵
4	207.6000	1	原	有	A-(末)屋	有	有	有	『新城集成』新城市片山区蔵
5	291.3120	1	原	有	A-(末)屋	無	有	無	『新城集成』新城市役所蔵
6	143.1600	2 ※	写	無	A-(末)屋	無	有	無	『新城集成』新城市臼子区蔵 2冊のうち1冊荒帳
7	84.7700	1	原	無	A-(末)屋	有	有	有	『新城集成』新城市今出平区蔵
8	48.7530	1	原	有	A-(末)屋	無	無	無	『新城集成』新城市諏訪区蔵
9	334.2200	1	原	無	A	有	有	無	『新城集成』新城市稲木区蔵
10	379.0200	1	原	有	A-(末)屋	有	有	無	『新城集成』新城市平井区蔵
11	370.4800	1	原	有	A-(末)屋	無	有	有	新城市教育委員会所蔵
12	211.3400	1	原	無	A-屋	無	有	有	『新城集成』新城市矢部区蔵
13	189.1900	1	原	無	A-(末)屋	有	有	無	『新城集成』新城市矢部区蔵
14	74.8600	1	原	無	A	無	有	無	『新城集成』 新城市夏目博愛氏蔵
15	189.7400	1	原	有	A-(末)屋	有	有	無	『新城集成』新城市大宮区蔵
16	42.2250	1	写	無	B-屋	無	有	無	『新城集成』新城市大坪組蔵
17	43.0400	1	原	無	A	無	有	無	『新城集成』新城市常延組蔵
18	211.8600	1	原	有	A	有	有	無	『新城集成』新城市牛倉区蔵
19	247.9300	1	写	無	A-(末)屋	有	有	無	『新城集成』新城市須長区蔵
20	78.5120	1	原	無	A-(末)屋	無	有	無	『新城集成』新城市大海区蔵
21	109.0900	1	写	無	A-(末)屋	無	有	有	『新城集成』 新城市福田芳氏蔵
22	26.9700	1	原	無	A	無	有	有	新城市横山区蔵
23	308.8900	1	写	有	A-(末)屋	有	有	有	『新城集成』新城市役所蔵
24	1668.3000	2	写	有	A	有	有	有	『新城集成』新城市役所蔵
25	21.1030	1	原	有	A-(末)屋	無	無	無	『新城集成』新城市諏訪区蔵
26	192.2383	1	写	無	B-(末)荒	無	有	無	『新城集成』新城市竹広区蔵
27	340.05075	1	写	無	B	無	有	無	『新城集成』 新城市広瀬一貞氏蔵
28	211.8870	1	写	無	A	有	有	無	『新城集成』新城市役所蔵
29	234.3390	1	原	有	B-(末)屋敷	有	有	無	『宝飯集成』宝飯郡一宮町
30	620.0610	2	原	有	B-(畠帳末)屋	無	有	有	『新城集成』新城市吉川区蔵

表1 三河国慶長檢地帳

No.	年月日	表題	檢地役人
1	慶長9. 7.29	三州設楽郡杉山村御檢地帳	青木勘右衛門
2	慶長9. 7.--	三州設楽郡新城村御檢地帳	米津清右衛門、坂井主水
3	慶長9. 7.--	三州設楽郡新城之内井道村御檢地帳	米津清右衛門、鈴木平左衛門、 鈴木藤左衛門
4	慶長9. 7.--	三州設楽郡片山村御檢地帳	米津清右衛門、辻村仁兵衛、佐野長三郎
5	慶長9. 7.--	三州設楽郡徳貞村御檢地帳	米津清右衛門、牧小太夫、太田金□□
6	慶長9. 7.--	三州設楽郡臼子村御檢地帳	米津清右衛門、林十三郎
7	慶長9. 7.--	三州設楽郡金泥平村御檢地帳	米津清右衛門、山本（名未詳）
8	慶長9. 7.--	三州設楽郡諏訪河原村御檢地帳	米津清右衛門、山内三右衛門
9	慶長9. 7.--	三州設楽郡稲木村御檢地帳	米津清右衛門、（1名未詳）
10	慶長9. 7.--	三州設楽郡下平井村御檢地帳	米津清右衛門、堀勘三郎、飯尾善右衛門
11	慶長9. 7.--	三州設楽郡上平井村御檢地帳	米津清右衛門、中根権右衛門、山田甚太郎
12	慶長9. 7.--	三州設楽郡矢部村御檢地帳	米津清右衛門、高見平七郎、石川伝右衛門
13	慶長9. 7.--	三州設楽郡東矢部村御檢地帳	米津清右衛門、林十三郎
14	慶長9. 7.--	三州設楽郡設楽市場村御檢地帳	米津清右衛門、鈴木藤左衛門
15	慶長9. 7.--	三州設楽郡大宮村御檢地帳	米津清右衛門
16	慶長9. 7.--	三州設楽郡大坪村御檢地帳	米津清右衛門
17	慶長9. 7.--	三州設楽郡常信村御檢地帳	米津清右衛門
18	慶長9. 7.--	三州設楽郡牛倉村御檢地帳	米津清右衛門、大田五右衛門、 知積地彦五郎
19	慶長9. 7.--	三州設楽郡須長村御檢地帳	米津清右衛門、坂井主水
20	慶長9. 7.--	三州設楽郡大海村御檢地帳	
21	慶長9. 7.--	三州設楽郡宮脇村御檢地帳	米津清右衛門、鈴木平左衛門
22	慶長9. 7.--	三州設楽郡滝川村御檢地帳	米津清右衛門、長嶋八兵衛
23	慶長9. 8. 2	三州設楽郡石田村御檢地帳	青木勘右衛門
24	慶長9. 8. 2	三州設楽郡野田村御檢地帳	米津清右衛門
25	慶長9. 8. 2	三州設楽郡大洞村之内泉龍寺御檢地帳	米津清右衛門、山内三右衛門
26	慶長9. 8.--	三州設楽郡竹広村御檢地帳	米津清右衛門、川上久右衛門、 さほ山下喜右衛門、さほ鈴木久三郎
27	慶長9. 8.--	三州設楽郡川路村御檢地帳	米津清右衛門、川上久右衛門、 さを山下喜右衛門、さを鈴木久三郎
28	慶長9. 9.--	三州設楽郡河田村御檢地帳	米津清右衛門
29	慶長9. 8.--	三州八名郡内ミその村御檢地帳	三浦庄兵衛
30	慶長9. 8.--	三州八名郡吉川村（表紙更新）	

No.	村高(石)	冊数	原/写	分付	記載形式	入作	書数	集主	備考(出典、所蔵、その他)
31	274.7500	1	原	有	B-(末)屋	有	有	無	『新城集成』新城市鳥原区蔵
32	284.5400	1	原	無	B-(末)屋	無	有	無	『新城集成』新城市塩沢区蔵
33	410.1100	1	原	無	B-(末)屋	有	有	無	『新城集成』新城市富岡区蔵
34	94.1130	1	原	無	B-(末)屋	無	有	無	北設楽郡鳳来町黄柳野区蔵
35	462.8180	1	写	無	B-(末)屋	無	有	無	『新城集成』新城市黒田区蔵
36	94.9600	1	○	無	畑-(末)屋.間数列	無	有	無	『宝飯集成』近田豊氏蔵
37	----.----	1	○	有	A-(末)屋荒	有	有	無	『宝飯集成』 豊川市進雄神社蔵
38	247.6660	1	原	有	A-(末)屋	無	無	無	『豊川史料集』 豊川市菅原神社蔵
39	----.----	1	原	無	屋-間数列	無	無	無	『宝飯集成』平松康次氏蔵
40	997.2600	3	原	無	A-(末)屋	有	有	無	『宝飯集成』豊川市八幡宮蔵
41	749.8300	2	写	有	A-(末)屋	無	有	有	『宝飯集成』 宝飯郡音羽町長沢区蔵
42	74.8000	1	○	有	島-屋	有	有	無	『宝飯集成』豊川市六角区蔵
43	758.6890	1	原	有	A-(末)屋	有	無	無	『豊川史料編』 豊川市伊知多神社蔵
44	1036.3380	1	写	有	A-(末)屋荒	有	有	無	『豊川史料編』 豊川市寺部幸八氏蔵
45	320.0100	1	写	無	A	有	有	無	『豊川史料編』 豊川市辻村保男氏蔵
46	88.8010	1	写	無	B-(末)屋荒	無	有	有	『宝飯集成』 豊川市山脇安彦氏蔵
47	414.0100	1	写	無	A-(末)屋	有	有	有	『宝飯集成』 豊川市佐竹政憲氏蔵
48	682.7300	2	写	無	A-(末)屋	有	有	無	『宝飯集成』 豊川市平松広次氏蔵
49	168.2500	1	○	有	B-(末)屋	有	有	無	『宝飯集成』 宝飯郡音羽町白井逸次氏蔵
50	416.9500	1	原	有	A-(末)屋	有	有	有	『宝飯集成』 豊川市小田淵区蔵
51	793.1400	2	写	無	A-(末)屋	有	有	無	『宝飯集成』 御津町上佐脇区蔵
52	399.5160	1	写	有	A-(末)屋	有	有	有	『宝飯集成』 宝飯郡一宮町長山区長蔵
53	349.1470	1	○	無	A-(末)屋	無	無	無	『宝飯集成』 宝飯郡一宮町依井上和雄氏蔵
54	244.2746	1	○	無	田	無	無	無	『宝飯集成』 蒲郡市岩間芳松氏蔵
55	370.7600	1	原	無	A-(末)屋	有	有	無	『宝飯集成』 蒲郡市鈴木担三氏蔵
56	540.3520	1	写	有	A-(末)荒	有	有	無	『宝飯集成』 宝飯郡一宮町浅若晃氏蔵
57	----.----	1	写	有	B-(末)屋	無	無	無	『宝飯集成』 宝飯郡御津町渡辺きん氏蔵
58	24.5670	1	○	有	B-(末)屋	※	有	無	『宝飯集成』 寶珠洞今泉政次郎 肩書記載「たんの」列、地名か
59	147.4500	1	原	無 ※	A-(末)屋	無	有	有	『新岡崎7』隣日坂町区蔵、 分付「宗左衛門 但左衛門」列
60	4.7366	1	原	無	A-(末)屋	無	無	無	『新岡崎7』 岡崎市野見神明宮蔵

No.	年月日	表題	檢地役人
31	慶長9. 8.--	三州八名郡烏原村御檢地帳	林伝右衛門
32	慶長9. 8.--	三州八名郡塩沢村御檢地帳	林伝右衛門
33	慶長9. 8.--	三州八名郡下宇利村御檢地帳	林伝右衛門
34	慶長9. 8.--	(三州八名郡黄柳村御檢地帳)	林伝右衛門
35	慶長9. 9.--	三州八名郡黒田村 田畑本帳	林伝右衛門
36	慶長9. 8. 3	三州宝飯郡松原村御檢地帳	豊嶋市兵衛
37	慶長9. 8. 5	三州宝飯郡豊河村御檢地帳	久保嶋孫兵衛
38	慶長9. 8. 8	三州宝飯郡野口村御檢地帳	日向半兵衛、藤井久右衛門、荒川口兵衛
39	慶長9. 8. 20	宝飯郡赤坂村御伝馬屋敷水帳	山内三右衛門尉、大田五右衛門尉、 知積地彦右衛門尉
40	慶長9. 8.--	三州宝飯郡八幡村御檢地帳	米津清右衛門尉、辻村仁兵衛、 佐野長三郎、林十三郎、加藤半兵衛
41	慶長9. 8.--	三州宝飯郡長沢村御檢地帳写	米津清右衛門尉、山本四兵衛
42	慶長9. 8.--	三州宝飯之郡六角村御檢地帳	日向半兵衛、北村作兵衛、小駒五之助
43	慶長9. 8.--	三州宝飯郡之口市田村御檢地帳	日向半兵衛、内藤九右衛門、 木戸九郎左衛門
44	慶長9. 8.--	三州宝飯郡平尾村本田畑帳	日向半兵衛、北村作兵衛、村田理衛門
45	慶長9. 8.--	三州宝飯郡牧野村御檢地帳	米津清右衛門、河原加兵衛
46	慶長9. 8.--	三州宝飯郡本野村御檢地帳	日向半兵衛、内〇〇〇〇、 木戸九郎左衛門
47	慶長9. 8.--	三州宝飯郡森村御檢地帳	米津清右衛門、牧小太夫、大田金次郎
48	慶長9. 8.--	三州宝飯郡国府村御檢地帳	米津清右衛門、山内三右衛門
49	慶長9. 8.--	三州宝飯郡久保村御檢地帳	米津清右衛門、河原加兵衛
50	慶長9. 8.--	三州宝飯郡小田淵村御檢地帳	米津清右衛門尉、長嶋口兵衛
51	慶長9. 8.--	三州宝飯郡上佐脇村御檢地帳	米津清右衛門尉、堀勘左衛門、 飯尾善左衛門
52	慶長9. 8.--	三州宝飯郡長山村御檢地帳写	日向半兵衛、村田利右衛門、大森吉兵衛
53	慶長9. 8.--	三州宝飯郡之内西原村御檢地帳	日向半兵衛、藤井久太夫、荒川助之丞
54	慶長9. 9. 23	参州宝飯郡釜形村水帳 田方	
55	慶長9. 9.--	三州宝飯郡西方村御檢地帳	米津清右衛門尉、中根権右衛門、 太田金左衛門
56	慶長9. 12. 8	三州宝飯郡東上村本田帳	彦坂九兵衛、高橋加藤次
57	慶長9. --.--	三州宝飯郡内広石村御檢地帳	久保嶋孫兵衛
58	慶長9. --.--	(三州宝飯郡赤根村檢地帳)	
59	慶長9. 8. 22	三州額田郡旦坂村御檢地帳	辰巳藤右衛門
60	慶長9. 極. 13	三州額田郡野見村内神明領檢地帳	中嶋半兵衛、馬場五右衛門、 山口藤兵衛、太田次郎助



No.	村高(石)	冊数	原/写	分冊	記載形式	入作	蓋地	屋敷	備考(出典、所蔵、その他)
61	88.3540	1	原	無	B-(末)屋	無	有	有	『新岡崎7』 岡崎市養川町区蔵
62	76.9670	1	原	無	A-(末)屋	無	有	無	『下山村史』 加茂郡下山村黒坂区蔵
63	105.6960	1	原	無	A-(末)屋	無	有	無	『下山村史』 加茂郡下山村阿蔵区蔵
64	266.4650	1	原	無	A-(末)屋	無	有	有	『下山村史』 加茂郡下山村羽布区蔵
65	132.1850	1	原	無	A-(末)屋	無	有	無	『下山村史』 加茂郡下山村大桑区蔵
66	67.3200	1	原	無	A-(末)屋	無	有	無	『下山村史』 加茂郡下山村小松野区蔵
67	33.3840	1	原	無	A-(末)屋	無	有	有	『豊田市史』 豊田市豊松町二口区蔵
68	109.8510	1	写	無	A-(末)屋	無	無	無	『豊田市史』豊田市成合区蔵
69	3.2153	1	原	無	畠	無	無	無	『豊田市史』豊田市千鳥区蔵
70	265.5700	1	原	無	A-(末)屋	有	有	無	『安城市史』 安城市赤松町内会蔵
71	21.6300	1	原	無	B-(末)屋	無	無	無	『豊田市史』 豊田市榑塚東町行福寺蔵
72	57.4400	1		無	B-(末)屋	無	有	無	『渥美町史』 渥美町宇津江区蔵
73	255.4260	1		無	B-(末)屋	無	有	有	『渥美町史』 渥美町石神区蔵
74	30.6380	1	原	無	B	無	無	無	『豊橋市史』7 豊橋市司氏蔵
75	15.0050	1	原	無	B	無	無	無	No.72に同じ。1丁表に「新なわ あくみの落地の[ ]」とあり。
76	171.4190	1		無	B	無	無	無	『渥美町史』 渥美町馬伏区蔵
77		1		有	B	無	有	無	『渥美町史』 渥美町川合家蔵
78	188.8800	1		有	B	無	有	無	『渥美町史』 渥美町小塩津区蔵

※7. 記載形式の略号：A=田畑をまとめて記載している書式。

B=田は田のみでまとめて書き上げ、畑は畑のみでまとめてある書式。

田=田方帳のみの書式。畑=畑方帳のみの書式。

屋=屋敷地のみの書式。畑屋=畑地と屋敷地のみの書式。

(M77)以降の記載=上記の他に目立つ書式を下記のように記した。

屋敷=検地帳中に屋敷地をまとめて記載している書式。

(末)屋敷=検地帳末尾に屋敷地をまとめて記載している書式。

荒=荒地をまとめて記載している書式。

(畠帳末)屋=畠方帳の末尾に屋敷地がまとめて記載した書式。

No.	年月日	表題	検地役人
61	慶長9.12.13	三州額田郡岡崎領養川村検地帳	本多十郎左衛門、池田平藏、 柘植市兵衛、龍野角右衛門
62	慶長9.8.10	三州賀茂郡黒坂村御検地帳	豊嶋市兵衛
63	慶長9.8.10	三州賀茂郡阿蔵村御検地帳	辰巳藤右衛門
64	慶長9.8.10	(三州賀茂郡羽布村)古水帳(表紙更新)	辰巳藤右衛門
65	慶長9.8.11	三州賀茂郡大桑村御検地帳	辰巳藤右衛門
66	慶長9.8.11	三州賀茂郡小松野村御検地帳	豊嶋市兵衛
67	慶長9.8.16	三州賀茂郡二口村御検地帳	辰巳藤右衛門
68	慶長9.10.21	三州賀茂郡成合村御検地帳	垣見勘兵衛
69	慶長9.10.21	(三州賀茂郡)千鳥寺除地水帳	垣見勘兵衛、木俣半右衛門
70	慶長9.8.--	三州碧海郡赤松村御検地帳	米津清右衛門尉、河原嘉兵衛、 鈴木平右衛門
71	慶長9.12.13	三州碧海郡上野村之内行福寺領検地帳	本田十郎左衛門、小西喜三郎、 坂部三九郎、太田庄太夫
72	慶長9.8.--	三州渥美郡宇津江村御検地帳	林伝右衛門
73	慶長9.8.--	三州渥美郡石神村田畑検地帳	林伝右衛門
74	慶長9.9.21	あくミ神明領渡し帳	市川勘右衛門、小柳津才兵衛
75	慶長11.6.7	(表紙欠)※	勘七右衛門、次左衛門、庄八、 才兵衛、右兵衛
76	慶長10.8.28	三州渥美郡馬伏村御検地帳	大屋久右衛門
77	慶長10.8.23	三州渥美郡保美村田畑御検地水帳	大屋久右衛門
78	慶長10.8.23	三州渥美郡小塩津村田畑御見地水帳	大屋久右衛門

※1. 本表は、各郡ごとに編年順に並べてある。

※2. ( )内は、筆者による。

※3. 出典は活字化されているものはその旨を省略して記した。省略方法は註(10)参照。  
また活字化されているもの以外で原本が確認できるものは、所蔵先のみを記した。

※4. 村高は目録部に記載のあるもののみを記した。

※5. 表中の※印は備考欄参照。

※6. 原/写の区分の項で○印のものは写と思われるが、なお、断定は避ける。

この東海地域の慶長検地帳の特色である分付記載だが、三〇カ村と表1に載せ得た検地帳の三八％に存在する。写本で分付百姓が省略された可能性を踏まえると四割近くの村で分付記載がなされていよう。さて、分付関係の中でも、記載される分付主の性格については、所氏がNo.76、78の検地帳の分析から検地役人「大屋久右衛門」自身が分付主となっていることを明らかにしており、早くは塚本氏がNo.41の宝飯郡長沢村検地帳に「念誓内」すなわち代官松平親宅が分付主として登場していることを指摘している。<sup>(11)</sup> 当検地帳を見てみると松平親宅だけでなく、同様に代官となる「浄閑分」<sup>(12)</sup> 松平浄感重忠も登場する。ほかにもNo.56の東上村では「地頭屋敷」が名請しており、これは東上村の代官屋敷である。No.52の宝飯郡長山村の検地帳ではほぼ全筆にわたって分付がなされており、なかには彦坂光正の弟で地方支配に直接関係したと言われる「四郎次」<sup>(13)</sup> 彦坂四郎次の名も見え、このほぼ全筆に記された分付は彦坂の家臣である可能性がある。代官の名請だが、必ずしも全員が登場するわけではない。管見の限りでは、彦坂光正などは検地帳上に名請した形跡はない。これは、「代官」の意味の差から来るのであろうが、ここではこうした代官や家臣、検地役人の名請が見られる点を指摘して次に進みたい。

当該期検地帳の特色のもう一つである荒地の記載にだが、七八カ村中六三カ村と約八割の村で記載がなされている。記載の多さの原因については以前に検討を加えたことがあるが、<sup>(14)</sup> その際見た「開発奨励」と「関東転封時の耕作者流出」の他に「散々」な凶作も原因の一つと思われる。同様に荒地とリンクする「無主」記載は七八カ村中十九カ村で二四％見られ、少なからず名請人のいない耕地が検地帳に記載されていることが分かる。また出入り作の整理状況だが七八カ村中三一カ村と約四割にわたって出入り関係があり当時の耕地保有関係の複雑さがうかがいしれる。ここで検地帳の実例を示し、検討を続ける。史料2は表1のNo.11設楽郡上平井村の検地帳原本である。表紙と最初の「一丁表」を記しておく（「一丁全体では八筆記載されている」）。

## 【史料2】

「(表紙)

㊦

慶長九甲辰年

上紙共二五拾八枚㊦

三州設楽郡片山村御検地帳

米津清右衛門□□印(カスレ)

七月日

中根権右衛門

山田甚太郎

ちうれんじ

上田

壹反貳畝廿三歩

げんこ

しろのこし

中田

貳畝廿七歩

彦兵へ

同所

中田

壹反九畝六歩

彦次郎

ちうれじ

上田

貳反三畝六歩

惣七郎

(後略)

一丁あたりの記載筆数は米津系の役人や他の大部分は八筆であるが、No. 1の青木勘右衛門の検地帳の場合一〇筆という事例もある。写本では筆数は一定ではなく表紙や末尾の「墨付」の枚数記載と必ずしも一致しない場合がある。いずれにしても一丁あたり八〜一〇筆の記載である。一筆の構成は字十等級十反別十名請人で、この形式の検地帳を含め、先述した形式の異なる検地帳間でも記載される情報はほぼ同じである。例外的なのはNo. 39の宝飯郡赤坂村御伝馬屋敷水帳で縦横の間数が記載される。これは伝馬屋敷の検地で屋敷坪数を算出する必要があったための事例だろう。なお等級と石盛りは荒地を除いて各検地帳共通で、検地奉行・地域で若干の差がある。ここでは米津親勝の例を便宜上あげておくと田方は上田十四、中田十二、下田一〇。畑方は上畑・屋敷十三、中畑十一、下畑九で田方畑方ともに二斗下りである。荒田・荒畑はそれぞれ下田・下畑と同じ石盛りである。

以上雑駁ながら史料的な検討をまとめると、村ごとの事情で書式は異同があるが、そこで示される情報は同一で、惣検地の際の検地帳として把握することが出来るといえよう。

続いて、検地の施行状況を確認する。検地の施行時期であるが、おおよそ慶長九年の七月から一〇月の頃を中心に施行されており、一部翌一〇年にも施行されている。No. 76と78の慶長一〇年検地帳の構成は、前期の史料的な特色を備えており、連続した検地と考えて良い。他にも作手地域では慶長八年段階から検地の施行された形跡がある。一方終了時期についても、慶長一〇年以降の時期にも一部で検地が施行されており、一概に時期を限定することは出来ない。しかし「辰之御繩」と称されるように慶長九甲辰年に施行が集中しており、三河の慶長検地の時期的な定義を試みると、狭義には慶長九年の七月から一〇月を中心に施行された検地と定義でき、広くとらえれば前後も連続して検地が施行されていることから、慶長八年以降、慶長九年を中心に施行された検地を慶長検地とすべきだろう。

次に検地役人について見てみよう。もともと多く登場するのは米津親勝である。これまでの研究で彼が検地奉行であったことは確実に異論は無からう。<sup>(15)</sup> また他の検地役人だが巽氏が示された通り、徳川氏直轄領では青木勘右衛門豊勝や日向半兵衛政成・林伝右衛門・三浦庄兵衛直正・久保島孫兵衛・豊島市兵衛経忠<sup>(16)</sup>といった近江・伊勢からの代官の出帳による役人が多くを占める。三河の代官の施行担当者は彦坂光正・三浦直正<sup>(17)</sup>（直正は近江三河の代官とされる）<sup>(17)</sup>の例がみられるが（No. 56、No. 29）、彦坂の場合、彼の知行地と推定され（宛行状発給は慶長十七・一六一二年五月三日）<sup>(18)</sup>、時期的にも十二月八日の作成で若干ことなり代官として検地に携わったのではないだろう。彼自身は慶長九年七月には駿河国で検地役人として登場しており、<sup>(19)</sup>前記の出張代官と同レベルの検地役人としての側面は無からう。また米津親勝自身が近江の「触下」であるという位置におり、直轄領に関して言えば、基本的には主として近江からの代官の出張によって検地が施行された<sup>(20)</sup>と見て良いだろう。また、同じく「触下」として名が出る日向政成は、三河と畿内を結ぶ伊勢の触下であり、すでに指摘があるように彦根城普請などに代表される米津や三河との地理的な要因や「触下」という政治的位置から検地に携わったのである。さらに米津自身の三河での位置について言及すれば、三河は本貫地であり寺領処理面（後述）や矢作川の開削事業との関連があり検地の総奉行となったと考えられる。<sup>(22)</sup>

一方、知行地では、先にあげた彦坂光正の他、岡崎の本多康令（康重）領で本多十郎左衛門政元や中嶋半兵衛重尚らを中心に家中の役人たちによる検地が施行された（表1 No.60・61・71）。また慶長一〇年時点では渥美郡の清水政吉がやはり家中の大屋久右衛門に自己の所領を検地している（同76・78）。他にも水野忠胤領（No.69）でも検地が施行されている。また検地帳は現存していないが慶長八年時点で作手の松平（奥平）忠明がやはり家中で検地を施行している。この様に表1から時期的には慶長九年およびその前後に、知行地ではそれぞれの家臣による検地が施行されていたことが分かる。

さて、直轄領・徳川氏家臣団の知行地ではどのような作業手順で検地が施行されたのであろうか。山本氏によって明示されているがここで再確認の意味を含めてさらに考察を加えたい。直轄領では惣奉行の米津が検地施行に先だち次の史料を<sup>(23)</sup>発給している。

### 【史料3】

尚、先日者此地へ罷越候刻、長沢御宿所へ参候、清蔵殿其外いづれも御兄弟達御馳走共、何も以面可申入候、以上、  
追而郷々の石高之書様、別昏を進之候、如此御書付候て可被下候、以上、

急度申入候、仍貴所御代官所、郷々の石高違候ハぬやうニ帳作、去年之取を茂御付候て早々可有御越候、次御代官所郷中之つゝき違候ハぬ様ニ、絵図を被成可給候、爰元之隙明次第、ミと・さわきなどへ、縄打之者可申付候、何比御下候や承度候、恐々謹言、

米清右  
親勝（花押）

七月廿七日  
「（奥うわ書）

念清老

人々御中

この文書は年欠であるが、「縄打之者」を御津・佐脇に派遣するといった内容（表1のNo.51参照）から見て慶長九年の文書と見て間違いない。宛所は代官の松平親宅である。<sup>(25)</sup>これによると米津は慶長九年の七月下旬に「此地へ罷越」し、宝飯郡長沢の

松平親宅の子で後に親宅がこの年死亡した後、代官職を嗣ぐ松平清蔵親重らと会っている（親重はすでに代官職を手伝っていたという）。その上で、親宅に各代官所の石高および「去年之取」つまり取箇郷帳の提出（この郷帳は「石高之書様」を親宅に送り「如此御書付候て可被下候」と、書式の規格化を求めている）、さらに代官所境を明確化するための絵図を作成させ、それぞれを参考とするため「可有御越候」と求めている。その上で「繩打之者」を村方に派遣するので「何比御下候や承度候」と情報提供を求めている。この文書から考察すると、直轄領の検地施行に際しては、各代官に取箇郷帳と代官所絵図を提出させ、さらには代官に直接の「何比」の指示を求め、それを参考にして検地帳を作成したと考えられる。山本氏は本文書の検討で直轄領年貢の掌握の政治的意図を明らかにされている。<sup>(26)</sup> 絵図のみではなく取箇郷帳を提出させさらに直接の指示を求めているのは、後述するが代官自身が名請する場合もあり、村に対し一律に竿を入れることが出来なかったからである。また所氏が我々に提示したように各村落の階層構造や性格は決してフラットではなかった。そこでこうした事前調査を経た上で検地帳は作成されたのである。検地施行という点に限って言えば、直接の代官ではない米津たちにとってこれらの情報を得る必要があったのである。三河の当該期の代官の支配領域は錯綜していたため（後述）、こうした地方に直接関係する情報が求められたのであろう。検地帳の史料的分析を行った際、検地帳の書式の差異は検地役人ではなく各村に原因があるとしたが、この史料で推測しうるように差が各代官所ごと固有の事情があり、<sup>(27)</sup> 検地奉行である米津は検地施行の際その情報を得る必要があり、検地帳の作成に影響を与えた原因であると考えられよう。知行地の検地ではそれぞれの領主が検地を実施した例を先述したが、代官の場合つぎの様な例も見られる。<sup>(28)</sup>

【史料4】

已上、

書状御越被成候、仍土呂屋敷之事、御膳帳者引申候間、其御心得可有候、恐々謹言、

たつ

三庄兵衛

十月廿五日

直正（花押）

「(奥うわ書)  
念清様  
御報」

この文書も年欠だが、発給者は直轄領の検地役人の三浦直正であり(表1のNo.29参照)、「たつ」は「御膳帳者引」とあるところから史料3同様慶長九年と見てよからう。宛所の「念清」だが、この文書が発給された慶長九年の八月三日に史料3の「念清老」<sup>29)</sup> 松平親宅は死亡しており、敬称は「念清様」で「念清老」ではない。よって本文書の宛所は父親宅と同じ法名を称する松平親重だろう。さて内容であるが文書中の「土呂屋敷」とは松平親重家の屋敷地で、彼の知行地の額田郡土呂村にある。<sup>29)</sup>

この土呂村を検地役人三浦直正が検地を施行し、「御膳帳者引申候間」と村高からは屋敷地を除いたと告げ「其御心得可有候」と念を押している。この内容から検地役人と代官の関係をみると、代官の所領を他の検地役人が縄打しており、彦坂光正が東上村で検地を行っていることを考えると、両者は異なる性格の「代官」だった点がさらに見える。当時の三河の他の代官で検地を行っているのは彦坂光正と三浦直正だけで三浦の場合近江の代官でもあり他の三河の「代官」とはその位置づけは異なる。第3章で述べるが「代官」は基本的に慶長九年時の検地では縄打を担当しなかった位置にいたことがこのことから分かる。また当時の代官の位置を考えると、その所領は村高から「引」く存在であった点も重要である。

こうした知行地の検地施行の作業状況だが、先に述べたように検地帳の書式から見ても直轄領の検地と差異は見られない。後代の史料であるが「三河志」<sup>30)</sup>では、「慈光寺無縁地、慶長六年伊奈備前守証文、岡崎城主本多豊後守代総検地節、米津清右衛門指図」とされており、「米津清右衛門指図」が岡崎の本多康令の下になされたことも十分に考えられる。また、史料7で見たとように代官の所領にも他の役人の竿が入っている点を考慮すれば、知行地の検地には米津たちの指示あるいは介入がなされていたと言えよう。

ここで検地の施行作業をまとめておくと、直轄領では年貢の収取状況などを代官に報告させた上で、それに影響を受けながら検地帳を作成した。従って検地帳書式の村ごとの差異が発生したと思われる。また、知行地では出張の検地役人が間接にま



たは直接検地施行に關与して実施された。つまり、少なくとも慶長九年の検地は三河の直轄領・知行地を対象とし、米津親勝を總奉行として彼の指示あるいは影響下で出張役人や領主の家臣らによって施行が行われたのである。こうした施行作業の側面からみても慶長九年の検地は、直轄領検地で有るばかりでなく、三河のほぼ全域を対象とした總検地と称せるであろう。<sup>(81)</sup>

検地施行状況の検討の最後に三河での検地施行地域の分布について考えてみよう。巽氏の成果などで施行地域は三河のほぼ全域にわたっているが、中でも米津系の検地施行地域の分布は街道や平野部などが中心であることが判明している。一方で検地の未施行地域が存在し、早くは所氏によって報告されている。氏によると三河山間部の武節郷では、先行する太閤検地の施行地域では慶長検地の施行がみられない。一方でさらに太閤検地に先行する天正期に施行された徳川氏の五ヶ国惣検地の施行地域では慶長検地が施行された事例も報告されている(表1 No.37・40などは天正十七年の五ヶ国惣検地帳が残っており、施行されたことが確認できる)。この傾向は同慶長九年に總検地が施行された遠江でも本多氏によって明らかにされている。<sup>(82)</sup>

それでは慶長検地の未施行地域の存在は何に起因するのであろう。一つには先に述べた「去年之取」(史料3)を参考にした慶長検地自体の性質による。すなわち未施行地域が多く分布する山間部では、所氏が明らかにしたように慶長九年前後には石高による年貢収取体系が確立しておらず貫高による規制を受けた村落が多く、年貢収取状況などを参考に進めた慶長検地は施行対象には成らなかつた場合だろう。一方で、石高制が成立しつつあつた武節郷などでは先行する太閤検地の石高が既に打ち出されており、慶長検地の必要を認めず、検地を新たに施行せずに太閤検地の高をそのまま利用したのであろう。また、太閤検地の未施行地域で、しかも五ヶ国總検地で打ち出された石高は畝歩制の差があり、新たに慶長検地が必要となつたと考えられる。また、矢作川開削事業など物資輸送体制の確立という観点からみて検地の必要性を見いださず、未施行のまま先送りされたとも考えられる。ここではかかる可能性の指摘にとどめ、本章を小括し次章に進みたい。

① 検地帳の記載内容からみると、村ごとの事情で書式は統一されていないが、そこで示される情報は同一で、惣検地の際の一定の基準下で作成された検地帳であること。また、書式の差異は検地役人の違いではなく、他の様々な要因が考えられ

る。

②慶長検地の施行時期は、三河から見た場合、慶長九年前後を含めた時期に断続的に施行された。検地で特に慶長九年以降一〇年にかけての検地は「慶長検地」と称すべき連続性がある。

③施行を担当したのは、直轄領や一部（代官など）の知行地では米津親勝を総奉行とする近江などからの出張役人であった。そして、知行地では本多康令の家臣本多政元や中嶋重尚らが検地を施行するが、米津らの指示・影響を受けていた。一方で代官は彦坂光正などの例はあるものの、基本的には検地に直接タッチせず、地方の情報を提供したり、様々な手伝いを行うという役割をつとめた。

#### ④検地施行と代官の関係

(1) 検地の施行に際して、検地奉行・役人は代官から取箇郷帳や絵図を入手したり、代官自身の指示を仰ぐなどの情報収集を行いつつ検地を施行した。

(2) 検地帳上に一部の代官は分付主として登場、しかも代官自身の「所領」も他の検地役人が竿を入れている。

(1)(2)を含め、代官と検地施行の関係は多様であり、従って村と役人の関係も様々な形態が考えられ、そうしたことが検地帳作成時にも反映し書式の多様さを生んだ。

⑤村と検地施行の関係だが、代官や私領の家臣が一部で名請される名請人の位置の多層性や、村ごとにそれぞれ独自の年貢收取理由から、字別の野帳のような検地帳が作られたり伝馬屋敷帳では縦横間数の記載があるなどの形態の異なる検地帳が作成された。

⑥施行地域は主要知行地と徳川氏直轄領のうちの街道筋や平野主要部などで、細部では隣村ごとで施行の有無が生じているが、前者については物資輸送体制の意図を反映しており、後者については五ヶ国総検地以降のいわば未整理状態の石高を改訂するのが目的だったと考える。

これら①⑥から考えて、三河で慶長九年を中心に施行された検地は、直轄領や知行地を含めた一国総検地だった。そして同時期に施行された東海地域の検地を考えると、とりわけ遠州は三河と一つの枠として捉えられる。三河の慶長検地は慶長期の当該地域全体の基盤整備の一環だったのである。

## 2 寺領の確定作業

本章では、前章でみられた検地の際に現われた多様性を探るため、寺領の確定作業を切り口に分析を試みたい。三河では先に述べたが慶長六年を中心に伊奈忠次らによる寺領の一斉安堵が行われ、その後慶長九年検地の施行に併せて再び寺領の設定が行われた。この慶長九年前後の石高の性格を見る場合この慶長六年からの寺領政策が参考になるのである。

まず、当該期の寺領安堵を概観してみると、伊奈忠次・大久保長安・彦坂元正らの連署による寺領安堵状が一月の時点で一斉発給されており、その活動は伊奈忠次の場合、遠州中泉を拠点として活動していたことが明らかにされている。和泉氏の分析によれば慶長六年時点の伊奈の三河に対する寺社領証文は八五点、遠州は九二点を数えこの年の彼の両国にたいする寺社領安堵の発給文書一八六点の内の一七七点の九五%に及び、三河と遠江が一つの枠組みとして寺社領安堵が行われたことが分かる。三河に限ってみても寺社領安堵のピークで一画期だったといえる。その発給状況や文書様式については彼書に学ぶとして本稿の論点に戻ろう。

この慶長六年をピークに安堵された寺領だが興味深いのは安堵される「高」の内容である。慶長五年段階の検地施行は伝えられていないから、どの様な高を把握したかが問題となる。五ヶ国総検地や太閤検地の高も考えられるが、次の史料が示唆を与えてくれる。<sup>(34)</sup>

【史料5】

勝萬寺御寺内并家来卅間分屋敷分、大形積五拾石之事、右任御判形之旨、如此、重而其元罷通候節、四至相定可進候、寺中竹木茶園、家来人足等諸役、可為不入者也、仍如件、

慶長六年丑

二月七日

伊奈備前守

忠次書判印判

勝萬寺

ここで伊奈は寺内と家来屋敷を「御判形之旨」に従うとしながらも、その高については「大形積五拾石」と約五〇石程度とし、具体的な範囲についても今後「四至」を定めてから与えるとしている。はじめに史料1で慶長六年時点で徳川氏の関東転封以前の天正十七年検地の高を使用していた例をあげたが、この検地は三河全域に対して施行された訳ではない。そして検地があったとしても慶長六年のこの時点での体制に即した検地基準での施行が行われておらず、高が把握されていない場合、この様に見積高を算出し暫定的に安堵を行ったと思われる。慶長六年時点の高の数値的な問題は、こうした見積高を含めて対処された訳だが、高の支配的な性格は、どうであつたらうか。続いて史料を見よう。

### 【史料6】

西端道場屋敷拾石事、重而 御朱印取可進之候、御公方之高相はつし候間、年貢諸役可為不入候、寺内人足并山林等、如前、可有御支配者也、仍如件、

慶長六年

丑二月七日

伊奈備前

忠次書判

佐々木上宮寺殿

ここで伊奈は「重而 御朱印取可進之候」と後の朱印状発給を伝えたのち「御公方之高」を「相はつし」と公方、すなわち公儀の高からの免除であることを告げている。ここで使われる「公方」の意味だが、この慶長六年の時点では徳川は將軍宣下を受けておらず「公方」がそのまま国家・公儀支配を指すか微妙である。<sup>(86)</sup>しかし、三河は徳川氏の直轄地となっており、少なく

とも三河在地での徳川氏の「公方」としての位置は確定していたと考えて間違いない。いずれにしても慶長六年時点での高は「公方」の高で、しかも「大形積」であり、以後の総検地が期待される状況にあったといえよう。

さて、寺領は直轄領だけでなく知行地付近にも設定されたので寺領の安堵には各知行地の領主との間に当然連絡がとられる。この関係も触れておこう。史料1の渥美郡東観音寺宛書状の追而書の部分で伊奈がその問題について触れているので、重複するが再び見ておく。そこで伊奈は、今度安堵する寺領は寺で支配し「其元御代官衆へも可被仰候」と寺領支配代官への連絡を命じている。そして領主については「返々、御寺領之儀、甚九郎殿御手代衆へも可被存知候間、相違有間敷候」と田原城主の戸田尊次の地方支配の手代衆にも伝えるので問題は無かろうと述べている。これは知行地に寺領を設定するとき、その地の領主と問題が発生する可能性を示唆している。ここでは寺領安堵に際して伊奈が領主の家臣にも介入する点を指摘して、先の「公方」の意味を探る、ひいては当該期の三河支配の位置づけの材料としたい。

ここから慶長九年の検地施行と寺領安堵の関係について見てみよう。慶長九年の検地では先のような状況を受けて施行されたと思われるが、同時に寺領の設定・確定作業も行われた。寺領の設定では次の史料<sup>37</sup>を見てほしい。

【史料7】

今度三劔御検地ニ付而、奈刀よらす清右衛門ニ申聞、三門之内、御竿不入候間、其分可有御意得候、為後年如此候、仍如件、

慶長九年甲辰八月十五日 米津藤蔵書判

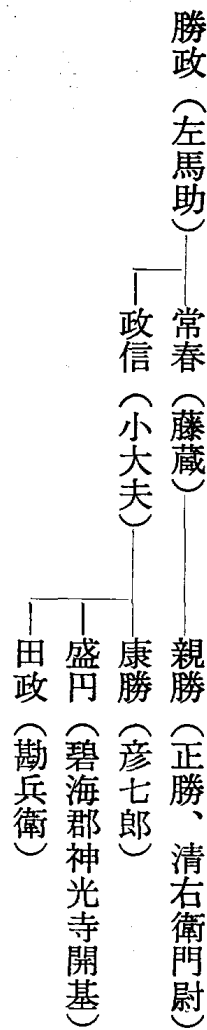
長福寺

同宿中

本史料は米津常春が宝飯郡赤坂の長福寺に宛て、寺領の安堵を約したものである。文書の検討にはいる前に米津常春について触れておこう。参考のため略系図を掲げておく。<sup>38</sup>文中の「米津藤蔵」は米津常春の仮名で、永禄期から家康麾下に仕え、三〇〇〇石の知行地だったと伝えられる。また検地奉行の米津親勝とは親子であったとされ、本史料中でも親勝を「清右衛門」と

敬称を付さずに記しており、「申聞」（もうしきげ）とこれも謙讓していないため親勝に対する位置が高いと思われることから「藤蔵」常春を親勝と親子関係もしくはそれに類する親族関係にあったと見て良かろう。なお米津常春自身は本史料や次の史料13の様な「墨付」を出しているが、検地施行自体には直接タッチしていない。

【米津氏略系図】



さて、本文書の内容だが、こんどの三河総検地では米津親勝に何事も指示を求めよと伝えた上で寺内を安堵するとしている。つまり、検地施行の際、竿自体を入れないと保障しているのである。次の史料も同様で、この形式の「墨付」は他にも事例がみられるのでここに掲げておく。<sup>(39)</sup><sup>(40)</sup>

【史料8】

寺やしき之儀、清右衛門へ申聞、御竿不入候間、其意得尤二候、為後日如此候、以上、

慶長九年甲辰八月十五日 米津藤蔵書判

しやうきやう寺  
御同宿中

本文書も常春の寺領証文だが、ここでも親勝の指示を受けるよう命じた上での「御竿不入」であることが示されている。検地施行に際しての常春の位置は先に述べた親勝との親族関係以外不明で、おそらく寺領安堵などの面のみでの親勝への協力だったと思われる。

【史料9】

一、慶長八年從　公諸国之寺社え賜　御朱印神光寺領　御朱印者盛圓之俗弟米津勘兵衛取次之贈盛圓、夫ら　御代々　御朱印無断絶令頂戴来也、

これは天保十二年（一八四一）の碧海郡神光寺の明細帳からの抜粹<sup>(41)</sup>だが、常春の位置の参考となる記事がある。朱印地の取次が開基「盛圓」の俗弟米津田政によって「取次」がれていると伝えられることである。断定は急がないが常春も同様の「取次」の位置にあったのではないかと思われる。史料12・13では検地の際には「御竿不入」と検地自体を施行しないとしているが、ほかにもこうした検地未施行を考えられる史料<sup>(42)</sup>がある。

【史料10】

以上

田三段八畝歩、是ハ高ノ外ニ新田、妙劉寺為寺領令寄進所也、

巳九月廿二日　彦坂九兵衛（印）

本文書は彦坂光正の発給で宛所を欠くが文中にあるように宝飯郡の妙劉寺宛である。年次だが当該地の代官である彦坂光正の動向からみて慶長一〇年だろう。検地施行直後と考えられるが「是ハ高ノ外ニ新田」とあるように、高に結べ得なかった土地の所在を示しているよう。代官自身が高に結ばぬ土地を寄進しているわけだ。三河の慶長九年検地の特色は、先の史料とともにこうした検地の未施行地の存在である。ところが一方で寺領の確定のため検地を施行している場合がある。表1のNo.25の設楽郡龍泉寺検地帳がそれである。また、検地帳自体は上げられないが、寺領を意識した検地施行を示す史料<sup>(43)</sup>もある。

【史料11—①】

以上、

西三川野寺ついで之内、伊奈備前被相渡分、辰年米津清右被致検地候時、ついで之内帳巻本ニいたし渡被申候、其帳面のこ  
とく可被相渡候、以上、

畔柳寿学(黒印)

寅三月八日

彦坂九兵衛(黒印)

安藤帯刀(黒印)

本上野(黒印)

三浦十左衛門殿

【史料11—②】

以上、

野寺寺内之儀ニ付、駿府御奉行衆より、伊奈備前殿仕置之ことく相渡し候へと御状参申候間、則丑ノ物成共ニ相渡申候、以上、

三浦十左衛門(黒印)

寅三月十六日

本證寺様

人々御中

①の発給者は駿府の家康出頭人たちで、彼らの動向から年次は慶長十九年の発給文書と見て良からう。宛所で②の発給者は三浦重次で表1 No.29や史料7の発給者三浦直正の弟で三河の代官である<sup>(4)</sup>。これによると伊奈忠次が安堵した寺領を慶長九年米津親勝が「帳老本」にして給付しており、それにより出される慶長十八年「丑」の年貢とともに寺方に寺領を渡している。検地を施行した理由は推測になるが、先に上げた伊奈忠次の安堵高の性質のほか、境の確定などの問題があったためであろう。先の史料3でも伊奈忠次が知行地の役人に寺領設定について報告するよう命じているが、寺領と直轄領・知行地の境についてはしばしば諍論が起こっていたのである<sup>(45)</sup>。

さて、ここで寺領設定という切り口からみた慶長検地の諸相についてまとめておこう。



①慶長六年以降、寺領の設定作業が行われるが、そこで基盤となる「高」は彦坂元正により一部で検地が施行された形跡はあるが、他では「大方積」など暫定的な高の把握であり、後に朱印状を発給するなど検地施行を求める状況があった。

②そこでの「高」の内容は「公方」の高であり、徳川氏が三河で「公方」と意識され、そうした「公方」の高を打ち出す検地が必要であった。

③米津親勝の指示は検地施行・取箇郷帳の徴収だけでなく、彼の権限は寺領安堵も含め広範にわたり、寺領に付いては一切の交渉を行う位置にいた。また、徳川氏家臣と関係の深い三河では、彼らの「取次」による寺領の設定もあった。

④検地施行の範囲は全ての土地という訳ではなく、一部には「竿」不入の地があり、代官もそうした土地を寺院に寄進するなどの行為が見られた。

⑤一方で検地を行うべき寺領もあり、いくつかの寺領では実際に竿が入り、しかる後に寺領を交付した。原因としては①の状況や寺領境の問題があったと思われる。

ここでみたように、①②という前提要因があって慶長検地は施行され、寺領設定の際には米津親勝の権限は広く③で示される。そして①②や様々な理由で⑤のような寺領検地が行われる一方④のように検地の未施行エリアも存在したのである。前章で三河の検地施行の多様性を指摘したが、寺領設定を通してみた場合、検地の要因があり「公方」の高、竿入れによる高が求められ、米津親勝を中心に検地施行が行われたのである。さて、次章でさらに在地との関連を含め、当該期の三河の地域性格を探って行こう。

### 3、三河の直轄領「代官」支配

本章では、さらに三河の地域的な特色を探るため、「代官」を素材に考察を進めたい。各論点に入る前に、当該地域の研究

表2 近世初期の三河の「代官」

No	登場時期	名前	拠点所在地	備考
1	(慶長 5. 9. -)	松平親宅 (念誓、清蔵)	額田郡土呂郷	慶長 9. 8. 3死亡
2	慶長 5. -.-	伊奈忠次 (備前守)	宝飯郡小坂井	
3	(慶長6). 2. 7	忠喜		神田朱印地代官
4	慶長 6. 2. 7	鈴木重直 (八右衛門尉)	幡豆郡吉良	
5	(慶長 6. -.-)	鳥山精俊 (洞意、丹後)		慶長15.正.14死亡
6	(慶長 6. -.-)	彦坂光正 (九兵衛尉)	宝飯郡東上村	元和 5 年徳川頼宣の紀州移封に随う
7	慶長 8. -.-	畔柳成盛 (寿学)		元和 5 年徳川頼宣の紀州移封に随う
8	慶長 8. -.-	加藤喜佐衛門		
9	(慶長 8. -.-)	松平親重 (念誓、清蔵)	額田郡土呂郷	慶長8. -.- 父親宅補佐、親宅死後代官
10	(慶長9). 6. 6	菅沼三照 (伊賀守)	設楽郡新城	のち結城秀康に附属し越前に移る
11	(慶長9).10.25	三浦直正 (庄兵衛)	碧海郡	慶長 9 年検地役人、慶長19.10. 5 死亡
12	(慶長14. -.-)	鈴木隆次 (八右衛門)	幡豆郡吉良	寛永13.正.27死亡
13	慶長15.正.14	鳥山精明 (牛之助)		父精俊の死後代官、寛文 6.10.19死亡
14	(慶長17. -.-)	松平重忠 (浄感、清四郎)	額田郡土呂郷	従弟松平親重の後、代官を勤める
15	慶長18. -.-	中村勘介	宝飯郡小坂井	就任年月日は元和 4 年とも
16	(慶長19). 3. 8	三浦重次 (十左衛門)		兄直正の弟、直正の死の前後より代官
17	(慶長)	三宅辰介	加茂郡足助	足助山家代官、慶長13.12. - 年貢勘定不正で生害
18	(慶長)	浅井金右衛門		
19	元和 3. -.-	曾根源蔵		

状況を概観しておこう。三河の代官支配に付いては大須賀初夫氏が慶長期を含めて近世中期に至るまでの概観を行っており、そこで初期の段階での支配領域の錯綜性を指摘している<sup>(46)</sup>。また、当該期の代官研究は多くの業績が出されているが、とりわけ東海地域に限って言えば佐藤孝之氏の一連の業績が上げられよう。本稿でも問題となる在地代官・土豪代官について氏は遠州北遠を舞台に考察を進め、在地の大庄屋層が代官支配に大きな権限をもって展開していたことを明らかにし、重層的な年貢請負制の存在に光を当てている。近年では遠州中泉代官との関連でさらに検討を加えられ、初期の代官支配の実態に迫っている<sup>(47)</sup>。

それでは、本稿の視点に従って三河の「代官」について考えてみたい。とりあえず管見に触れた近世初期の三河の「代官」の一覧を掲げる。ここに掲げたのは便宜上本稿の対象とする慶長〜元和初期に限っていることをあらかじめお断りしておく<sup>(48)</sup>。地理的な分布に付いてみると(冒頭の三河概略図を参照していただきたい)、東海道や伊奈街道・足助街道、矢作川など河川の近辺に拠点が多く、山間部地帯に付いては詳細は分からない。

まず「代官」就任の理由などは史料的な制約が多く不明な場合が多いが、次のような史料も見られる<sup>(49)</sup>。

【史料12】

以上、

大岡之郷為神田御朱印出候内、貴所代官ニ申付候間田畠荒候ハぬ様ニ可被申付候、為其一筆如此候、恐々謹言、

丑

二月七日

伊奈備前守

忠次御書判

忠喜殿

年代は、「御朱印出候内」とあるから家康が大量に三河の寺社領を設定した慶長六年以降となり、丑年なので慶長六年と推定され、冒頭の「大岡之郷」は碧海郡と思われる。また宛所の「忠喜」だがどの様な人物か詳細は不明である。その「忠喜」は伊奈から「貴所代官ニ申付」けられており代官となったことが分かる(表2 No.3)。その理由は「神田御朱印出候内」とあるように朱印地の保持で、しかも代官任命の付帯事項として「田畠荒候ハぬ様ニ」命じられている。ここで示される「代官」の性格は、耕地の維持管理という在地経営に深く関わった内容である。このような土地に密着した「代官」についてだが続けて次の史料<sup>(50)</sup>も見てみよう。

【史料13】

三孛吉良前後村新田事

右新田如前々任御判形旨、員数如先規可有納所、増分之儀者、堤を築手前失墜を以、河原田地ニ罷成候間、為加地子被下置所、相違有間敷候、為其跡一札如此候、因茲今度御知行方之高辻者、御判形之員数斗載置申者也、仍如件、

慶長六丑

二月七日

伊奈備前守

忠次判印

鈴木八右衛門殿

これは表2 No.4の鈴木重直にあて伊奈忠次が出した開発手形である。後世の家譜などで彼は代官に就いてないが、彼が「堤を

築」くこと、最後に「御知行方」を得ることが記されているので、この時点で既に在地支配に携わっていたと考えて良いだろう。そして堤を重直が普請し、しかも開発地の河原田地は「加地子」として「下置」くよう命じている。先の史料同様に土地に密着した彼の性格が表われているよう。さて、在地性の発露という点では、第二章で触れた様に検地帳に「代官」が名請している場合がある。表2のNo.1の松平親宅とNo.14の松平重忠である。彼らは表1のNo.41の宝飯郡長沢村の検地帳に分付主あるいは名請人として登場している。当該検地帳から抜粋して、ここで実例を示しておこう。

【史料14】

なかれた	念誓内
上畑三畝拾四分	新 蔵
同	同
上畑五畝廿三分	同 人
同	同
中畑貳畝拾五分	二郎作
同	同
中畑壹畝拾分	九郎二郎
同	同
上畑壹反六畝廿壹分	彦 助
同	同
上田廿五分	浄閑分
	吉右衛門

「念誓内」「浄閑分」という記載で彼らは登場しているのである。彼らは耕地の保有者であり、年貢収取を請け負うと同時に年貢負担者でもあったのである。この他、寺社領の分析の際、彦坂光正の寺領寄進状(史料14)の「田三段八畝歩、是ハ高ノ外ニ新田」と先の鈴木重直同様に新田の開発が窺える。もっとも彦坂光正の場合、直接在地の管理を行ったかどうか不明で、彼の位置に就いては他の「代官」同一視できないだろう。表2 No.7の畔柳寿学成盛も彦坂と同様だろう。

これまで見たように当該期の三河の「代官」たちは在地性が非常に強く、佐藤氏の言う土豪代官・在地代官と称し得る存在であったことが分かる。更に彼らは重層的に年貢請負を行うだけでなく自らも年貢を納入する立場にあったのである。<sup>(51)</sup> 彼らで

在地支配の状況が判明するものは希である。彦坂光正はそれを窺える参考史料があるのでここに掲げておく。

彦坂九兵衛様当村之御代官ニ被成候、駿州府中ニ居住、

浅井長九郎殿 御手代 森庄次郎殿是ハ加茂村

御遣役 杉山市大夫殿 居住也、

本間長兵衛殿 めいむこ 三堀角兵衛殿、

御兩人共東上村ニ御座候、

九兵衛様弟彦坂四郎次殿 当村源右衛屋敷ニ御座候、

竹生孫右衛門殿 橋尾村ニ御座候、

松原伊右衛門殿 一宮村ニ御座候、

桑原甚右衛門 東上村ニ御座候、

元和四年迄 御支配被成候、

これは近世後期に成立した「長山村年代覚書」からの抜粋だが、「彦坂四郎次」や「めいむこ」などの一族や手代・遣役たちによって在地を支配していたことが記されている。彼らの中で、文書で確認できるのは松原伊右衛門で光正から彼に宛てた史料を次に掲げよう。

### 【史料15】

大木之天王宮之内、木をきり候由申候、これハ上様御存知之宮にて候、堅制道可申候、若木きり候もの於有之ハとらへ置可申候、以上、

寅八月廿日 彦九兵判

松原伊右衛門とのへ

年代は慶長七年もしくは慶長十九年と思われる。宝飯郡大木村の天王宮の伐木を禁止した内容だが、光正が松原に指示を与えて在地支配を行っていることが分かる。彦坂以外の代官たちもこの様に一族や手代衆を介して、または松平親宅や親重の様に直接に在地に深く関わっていたのであろう。さて、肝心の在地の方では彼らをどう見ていたのだろうか。長文だが次の史料を見てもらいたい。

【史料16】

乍恐御目安を以申上候

一、東三河ちきり村、前々々雨山村と入相にかり申山を唯今新敷雨山村々ふせき迷惑仕候、御所様御代迄も何角之儀不申、前々次第二かり申候、中納言様御領中ニ罷出、雨山村之百姓我ま、を申、山をからせ申間敷と申候ニ付而、御地頭水野備後殿へ前々之通、御理り申候へハ、平兵衛と申仁を彦坂九兵衛殿へ御遣被成、御断被仰候得ハ、前々之通ニ相濟、九兵衛々雨山村之御手代伝右衛門殿へ御状を被遣、前々之通ニ山をかり申候処ニ、常閑様御代官ニ罷成、去年二月初時分に雨山村新五郎と申者、ちきり村六蔵才蔵と申者の鎌を取申候得共、同二月十二日ニちきり村迄鎌もたせ返し申候、十月頃迄も無相違前々のことく山かり申処ニ、雨山村之百姓何かと申、山からせ不申迷惑仕候、右之山ハ本宮こうへと、ちばらさかいと申所迄山つゝき、事之外大き成山に御座候故ニ而候哉、前々々入相にかり申候事、

一、雨山村御代官常閑様へ、前々之通御理申上候得共、御取上なく候間、近所御代官中川勘介殿御書付を以申上候へハ、則双方口を御聞被成、九兵衛殿御定候せうこ雨山村に御座候哉と御尋候へ者、せうこハ無御座候由申ニ付而、左様ニ候ハハ九兵衛殿御状を取に参候へと被仰候、其時者二三日之内ニ罷登御状を取、御目にかけて候ハんと堅請負申候得共、九兵衛殿山御留之儀、偽に御座候故、自今御状を取ニも不罷登、我かま、を申迷惑仕候、百姓唯今時分柄草木をも取不申候へハ、かうさく不罷成迷惑仕候間申上候事、

一、前々々ちきりやまへ水野八十郎様御知行市田村之百姓入来り申候へ共、ちきり村々留申候へハ、去年市田村之者御訴訟

申、中川勘介殿御肝煎を以、前々之通からせ申候、兩山村之百姓、前々をやふり申迷惑仕候、

一、先年奥平殿御代、三左衛門殿御代、備前殿之代官伊賀殿、洞意・九兵衛殿へ御代官之時も無相違かり申候事、

一、右之様子、偽と被思召候ハ、同者御檢使を御たて被成、近郷年寄百姓被召出、前々之通御尋候而、被仰付可被下候事、

以上、

元和八年戌

三月

ちきり村

庄屋花押

百姓中(印)

御奉行様

本史料は、宝飯郡千両(ちぎり)村から宝飯郡(当時)兩山村に対する山論の訴状である。一条目で彦坂光正は「手代伝右衛門」をして論地の檢証をさせおり、手代を使って在地の処理に臨んでいる。さらに二条目では松平重忠と同時に中川勘介の名が見え「近所御代官」とある様に近くの村で在地代官が異なる支配領域の錯綜性を示唆している。更に興味深いのは、各「代官」たちに対する敬称で、四条目に表われているが「○○様」と「○○殿」、時には敬称が無い例もある。これをもって偽文書とも思われるだろうが、先にみたように当時の在地代官は檢地帳に名請したり耕地開発に直接携わったり、前章でみたように屋敷に檢地竿を受けたりしているのである。かように在地に密接に関係しており、庄屋が花押をもって奉行に訴えている当時の敬称関係に筆者は違和感を持たない。むしろこのことは当時の在地の状況をよく反映しているのである。ここで明らかのように当時の「代官」たちは在地と密接に関連しており、まさに土豪代官として村に向かっていたのである。

さて、本史料には興味深い記述がもう一つある。四条目にある「備前殿之代官伊賀殿」で、表2 No.10の菅沼三照である。これも土豪代官であろうが、「備前殿之代官」として登場しているのである。先の史料16で「忠喜」が伊奈忠次から神田の代官に任命された記事を上げたが、この菅沼三照の場合、それと同様に伊奈忠次による任命からかかる認識があったのではない

か。ただ具体的には佐和山普請の際に松平親宅・鳥山精俊と在地からの年貢輸送に携わっているので、他の在地代官と同レベルの位置に居たと思われる。かれら在地代官は様々なレベルで在地と対しており、史料20で見たように在地側でも「近所御代官」と称したように密接な関係を持っていたのである。

ここで本章を小括しておく。三河の慶長期の「代官」には、鈴木重直のように開発に携わったり、松平親宅・松平重忠のように検地帳に名請するなど極めて在地との関係が深く在地代官と称し得る存在であった。<sup>(5)</sup>そして彼らの支配領域は「近所御代官」と称される如く複雑で、その理由は一族・手代衆による支配に表われるように、その在地の支配領域との人的な結合関係に帰結するものであったろう。また支配系統も「備前殿之代官」であったり駿府の出頭人であるなど人間関係に帰する場合が多い。当該期の支配を考える上で、在地と相對する彼ら在地代官の位置の考察は不可欠で、検地施行の際や寺領安堵政策でも、多様さを生む一つの原因となったのである。

### むすびと展望

それでは、これまでの考察を整理してむすびとし、あわせて今後の展望を試みたい。

慶長五年以降三河では街道整備の進展や、寺社領の確定を通じて基盤整備が徐々に進められて行った。また、そこで慶長九年を中心に三河で一斉に総検地が施行されることになり、米津親勝を総奉行とする近江からの出張りの検地役人が三河で検地を施行した。彼らは直轄領を中心に街道筋や河川流域の平野部などに検地を施行して輸送体制などの支配の基盤を整備し、一部の知行地についても直接・間接に竿を取り扱った。しかし、彼らが作成した検地帳には書式の異なる検地帳が残る。その原因となったのは直接在地に向かっていた在地代官の支配の差であったろう。

さて、寺領設定政策を見ると慶長期の姿がより見えてくる。前提となる慶長五・七年の段階では、暫定的な高の把握や五ヶ



国総検地以来の高が利用される状況で、すでに「公方」と意識された公儀の「高」を新しい体制に合わせて、新たに打ち出し補正を加える必要があった。米津親勝はかかる状況の下で取箇郷帳の徴収や検地施行を行い、彼自身の親族や他の徳川家臣などの「取次」で寺領をさらに設定するなど寺領設定政策を推進した。そこでは結果として「竿不入」の地など一部の場所で土地を高に結び得ないこともあった。

これらの政策には、施行対象の慶長期三河の多様な構造を持つ在地の動向が当然ながら深く反映していた。その在地に直接触れていたのは多くの在地代官たちである。かれらは自ら検地で名請したり、開発に携わる存在だった。一方でその支配筋は親族など在地との人的結合関係で規定されており、支配領域は錯綜した形態を示していた。その結果、総検地施行の際に、彼らの支配領域や年貢徴収など村との関係の差が反映したのである。

慶長期の三河ではこうした前代以来とも言える多様性を持ちながら、関ヶ原以降の徳川氏の新体制に組み込まれていく。米津親勝が行ったのは、そうした三河の徳川氏の新たな基盤としての相対化であった。一方でそれは五ヶ国時代以来の人的結合関係や寺社とのつながり、なかならずく在地代官の特質などから、それらを反映する結果となったのである。言い替えば、それは三河という地域の論理の反映であり、それを受け入れる徳川氏の東海地域に対する政策基調であった。そして遠州を含めこうした動向のある東海地域では、慶長検地や寺領安堵を通じて在地の状況を取り込みつつ目指したのは、徳川氏の新たな「領国」としての基盤整備であった。

以上、三河という地域に視座を求めて論を進めたが、残した課題は多い。一つには、前提となる天正十八年から慶長五年の豊臣系大名支配下での政策風景が在地との関わりで未詳であること。それを含め天正十八年以前の在地での人的結合関係についてのみ一層の解明である。いま一つは、慶長五年以降の各領主およびその支配と直轄領支配の関係であろう。ところで近年の『新編岡崎市史』の刊行など自治体史の成果は目ざましくこれらの課題もすでに明らかにされつつある。これら現在の地域の活動をながめつつ雑駁な展望を終え、これをもって結びにかえたい。

- (1) 山本英二「幕藩初期三河国支配の地域的特質」(『国史学』一三八、89年)。曾根勇二「慶長期の幕領支配について」(『東洋大学文学部紀要』43史学科編15、89年)。
- (2) 佐藤孝之「近世幕領における永高制—北遠地方の事例を中心に—」(『研究紀要』翌和五二年度、徳川林政史研究所、78年)、同氏「近世初期幕領における『永高検地』」(『国史学』一〇七、79年)、同氏「北遠奥山・西手領における近世前期の貢租形態—奥山領地頭方村を中心として」(『信濃』34—3、82年)、同氏「近世前期幕領における代官所経営の実態」(国学院大学『大学院紀要』文学研究科12、80年)、同氏「近世前期の広域村落支配と『領』」(『国史学』一二二、84年)、同氏「近世初期の遠州支配と中泉代官」(林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』、雄山閣、86年)。本多隆成『近世初期社会の基礎構造』(吉川弘文館、89年)。
- (3) 和泉清司「徳川幕府財政成立期における幕領(蔵入地)の年貢勘定と勘定所機能」(『日本歴史』四八七、88年)、曾根勇二「慶長期の幕領支配について」(『東洋大学文学部紀要』43史学科編15、89年)。
- (4) 初期徳川氏の検地施行状況を検出する作業は進展している。本稿に関係する東海地域および、慶長期の検地施行状況を明らかにしている成果として、高橋広明「伊豆における近世初期徳川検地に関する研究ノート」(『田文協』5、田方地区文化財保護審議委員等連絡協議会)、小島廣次「尾張の徳川検地」(『研究紀要』昭和五四年度、徳川林政史研究所、80年)、並木克央「東三河山間部の延宝検地」(駒沢大学大学院史学会『史学論集』13、83年)、同氏「徳川初期検地における村高把握と家臣団配置」(『駒沢史学』34、86年)、和泉清司「近世初期両総地域における検地と領主支配」(『千葉県の歴史』33、87年)、吉野英子「下総における慶長七年検地施行に関する一考察」(『総武論叢』3、87年)。徳川氏の初期検地については中野達哉「北武蔵における元和期の検地について」(『埼玉県史研究』21、88年)、安池尋幸「相州における近世初期検地と石高制」(『国史学』一三六、88年)があり検地の政策基調と、史料の側面からの検討が積み重ねられている。そして慶長期の東海地域をテーマとしたものに、本多隆成「遠州総検地の歴史的 성격」(『静岡県史研究』3、87年。のち同氏前掲註(1)に収録)、関根省治「近世初期徳川検地と東駿河」(『裾野市史研究』創刊号、89年)がある。また三河では、塚本学「三河の検地施行過程—中央政権と石高をめぐる—」(『信濃』19—1、67年)があり、特に検地施行地域と奉行については、巽俊雄「西三河における慶長九年の検地奉行系統」(『幸田高校研究紀要』15、87年)がある。
- (5) 基礎構造分析、および村落論をめぐるものは、所理喜夫「徳川將軍権力の構造」(吉川弘文館、84年)にまとめられ、さらに並木克央「近世初期山論にみられる農民の行動基盤について」(駒沢大学大学院史学会『史学論集』16、86年)および前掲註(4)同氏論文、小高昭一「近世村落と組」(駒沢大学大学院史学会『史学論集』14、84年)、同氏「村請制村落の形成と村方騒動」(『駒沢史学』34、86年)が農民の行動基盤や人的結合関係と「村」「組」などの問題を照射している。

(6) 林基「奥州・江戸間内陸舟運路の初期段階」(『専修史学』16、22、84、90年、連載)、前掲註(1)曾根論文。

(7) 豊橋市小松原東観音寺文書。和泉清司編『伊奈忠次文書集成』(文献出版、81年、以下『伊奈集成』と略す)五五二号所収。

(8) 『伊奈集成』解説など参照。

(9) 藤井智鶴「三河ひるわ山山論の展開」(『史苑』51-1、91年)によれば、寛文8年と同13年の渥美郡野田村と同郡赤羽根村の山論訴訟で、村側が誣論裁許のため寺社奉行所提出した証拠文書中に「彦坂小形部御前帳」「御請取并御下目録」「御下ゑず」がある。同氏によると「彦坂小形部御前帳」は天正十七年の五ヶ国検地帳であることが述べられている。また慶長六年に渥美郡野田村で検地が施行されたと伝える安永二(一七七三)年成立の「歳代覚書」を所氏(前掲書四六三頁)が紹介しているが(同氏前掲書四六三頁)、十八世紀の編纂物であるため誤解が生じたのではないか。本史料で問題となる慶長六年時には検地が施行された形跡はない。従って、本文書中の「先年」の彦坂元正検地は天正十七年の五ヶ国総検地であろう。ところで藤井氏の提示によれば証拠文書中のうち「御請取并御下目録」を奉行所に提出した際、幕府では「領主がわの文書で本来村方にははずの文書」との理由で証拠として採用しなかったという。後に触れるがこのように村がこうした文書を持っていること事態が慶長期の三河地域を考える上での参考となる。

(10) 本表に掲載した検地帳所載史料集の刊行状況は以下の通りである。また表中の略称については( )内に記す。大須賀初夫編『三河国宝飯地方検地帳集成』(愛知県宝飯地方史編纂委員会、61年。『宝飯集成』)、新城市教育委員会『慶長九年検地帳集成』新城市誌資料6(新城市教育委員会、66年。『新城集成』)、安城市史編さん委員会『安城市史』資料編(愛知県安城市役所、73年。『安城市史』)、豊川市史編集委員会『豊川市史』中世・近世史料編(愛知県豊川市役所、75年。『豊川史料編』)、豊橋市史編集委員会『豊橋市史』7(豊橋市、78年。『豊橋市史』7)、新編岡崎市史編纂委員会『編新編岡崎市史』7(新編岡崎市史編さん委員会、83年。『新岡崎』7)、豊田市教育委員会・同編さん専門委員会編『豊田市史』7資料上近世(豊田市、79年。『豊田市史』)、下山村『下山村史』資料編Ⅱ(下山村、86年。『下山村史』)、渥美町史編さん委員会『渥美町史』資料編上(渥美町、85年。『渥美町史』)。

(11) 所氏前掲書、四四四～四六八頁。

(12) 塚本氏前掲註(4)論文。

(13) 一宮町『一宮町史』本文編(一宮町、76年)参照。

(14) 拙稿「慶長期における荒地記載について」(駒沢大学大学院『史学論集』19、89年)。

(15) 註(1)および(10)の各成果参照。なかでも註(1)の山本氏、曾根氏と註(6)の林氏の論文参照。

(16) 巽氏前掲註(4)参照。豊嶋市兵衛については未だ実名が比定されていないが、杉山博『豊嶋氏の研究』(関東武士研究叢書5(名著出版、75年)、豊島区立郷土資料館『豊島・宮城文書』(豊島区教育委員会、88年)掲載の諸系図によれば仮名「市兵衛」実名「経忠」と

なる。家康から三〇〇石の知行を宛行われたとされる。なお、徳川への臣従時期には諸系図によって異同があり、後北条氏滅亡後による天正十八年と武田氏滅亡による天正十年の記事がある。曾根氏前掲註(1)論文で、本検地が大久保長安系の役人によって施行されたことを考えると、武田氏との関係が考えられ、豊嶋経忠は天正十年の武田氏滅亡後に徳川家臣団に組み込まれた可能性が高いのではないか。

(17) 『寛政重修諸家譜』第九、五六頁。統群書類従完成会本(以下同じ)。

(18) 「記録御用所本古文書」(内閣文庫所蔵文書)。

(19) 関根氏前掲註(4)論文によると彦坂光正は駿河国益津郡上ノ方村を慶長九年七月付で、同国志太郡谷稲葉村を慶長九年八月十一日付で検地帳を作成している。

(20) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」(『歴史学研究』四三一、76年)。

(21) 前掲註(1)論文参照。

(22) 前掲註(1)(4)論文参照。

(23) 作手村誌編纂委員会『作手村誌』(作手村教育委員会、82年)参照。

(24) 「参遠古文書覚書」(内閣文庫所蔵文書)。

(25) 『寛政重修諸家譜』第一、二二六―二二七頁。

(26) 山本英二『御成箇郷帳』管見―慶安二年成立説の再検討―(『信濃』43―2、91年)。

(27) 慶長九年ごろの松平親宅の郷帳は①「三州宝飯郡題田郡寅之御蔵入郷帳写」(慶長九年)と②「御勘定帳写」(慶長七年)があり(共に内閣文庫蔵「竹橋余筆別集」所載)、彼の支配状況が推測できる。代官所の分布は題田郡と宝飯郡にちりがかり的に分布している。なお、②をみると彼が検地帳に名請している(第三章参照)長沢村へ「右之払方」として

一、拾式石壺斗式合 請取有 長沢

とあるなど、分布だけではなく年貢収納状況も多様であったことが窺える。

(28) 「参遠古文書覚書」(内閣文庫所蔵文書)。

(29) 註(25)に同じ。

(30) 幡豆郡教育協会編『三河志』上(愛知県郷土資料刊行会復刻版、79年)卷三五。

(31) 巽氏前掲註(4)論文。また検地帳未発見地域でも後年の検地の際に慶長検地帳が領主側に引き上げられた例が見られる。吉田の城付地では新城市教育委員会『新城市誌』(新城市教育委員会、63年)や豊橋市史編集委員会『豊橋市史』2(豊橋市、72年)で後の寛永

検地の際に慶長検地帳を引き上げたことが報告されている。

(32) なぜ五ヶ国総検地施行地域で慶長検地が実施されたのかだが、両者の間には畝歩制の壁があり、あらたに竿を入れる必要があったためではないか。こうした各段階の検地の比較・位置づけは当然ながら東海地域でいくつかの検討結果が報告されている。本多氏註(2)前掲書によれば反別で比較した場合、五ヶ国総検地段階と慶長検地段階では差異は認められず、慶長検地施行時の打出は少なく、むしろ五ヶ国総検地段階で打ち出された反別の方が大きい場合がある点を明確にされた。一方で巽氏(前掲註4論文)は太閤検地高と慶長検地高を比較し、石高では約二〇%の打出があることを報告された。この各段階での検地の相互関連だが今回はこの程度にとどめ今後を期したい。さて、事実として慶長検地高と先行する検地を比較しての数字を参考までに示しておきたい。

元祖豊後守殿岡崎拝領者、慶長九甲辰年也、本高五万八  
百石余、総検地慶長九甲辰年也、

奉行 本多十郎左衛門

水野彦左衛門

伴平三郎

松山金左衛門

地方五万三千五百六拾石余、内式千七百石余検地打出、

「岡崎旧記付録」(「望野旧聞」稿)五一〇所収)の抜粋だがこれによれば、岡崎の本多康令領では慶長検地の際、五万三五〇〇石余のうち二七〇〇石余の約5%が打出の結果となる。村単位ではなく所領単位のため誤差は減少すると思われる。岡崎は天正十八年以降豊臣系大名の田中吉政が入部しているが、太閤検地帳の現存は一部を除いて確認されていない。また、五ヶ国総検地帳の太閤検地時への流用も考えられるので、この高は五ヶ国総検地段階の高とも考えられる。いずれにしても約5%の打出という数字を示しておく。

(33) 『伊奈集成』。

(34) 「参州岡崎領古文書」下、『伊奈集成』一八三号。

(35) 岡崎市上宮寺文書、『新岡崎』6所収。

(36) 「公儀」に関する議論は盛んだが、ここでは曾根氏前掲註(1)論文参照。本文書では「公方年貢」の意で使われている。

(37) 音羽町松平伴緒家文書「赤坂旧事記」所収文書。本文書は三河・東海史研究会の古文書調査の際、松平家の紹介をうけ音羽町教育委員会において複写版を閲覧した史料である。閲覧に際して同研究会の皆様および松平伴緒氏と同町教育委員会のご協力に対し記して感謝する。

- (38) 林氏が前掲註(6)論文で指摘されたように、『寛政重修諸家譜』などでは系図の操作が行われている。本図も不十分だが『徳川実紀』(新訂増補国史大系)および『断家譜』(続群書類従完成会)によって補った
- (39) 宝飯郡御油寄の村差出帳(近藤恒次編『三河国宝飯郡村差出明細帳』愛知県宝飯地方史編纂委員会、57年)に「米津藤蔵様 御墨付被下置」とあるなど各地で事例が見られる。
- (40) 前掲註(37)に同じ。
- (41) 安城市神光文書、前掲註(10)『安城市史』所収。
- (42) 宝飯郡一宮町妙劉寺文書、前掲註(18)『一宮町史』所収。
- (43) 史料11—①②とも安城市本證寺文書、『新岡崎』6所収。
- (44) 『寛政重修諸家譜』第九、五六頁。
- (45) 『新岡崎』6所収の上宮寺文書参照。なお、当該期の寺社領については別稿「慶長期の寺領をめぐる」を用意している。
- (46) 大須賀初夫「三河の代官考」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』26、81年)。および註(27)参照。
- (47) 前掲註(2)参照。とりわけ「近世前期幕領における代官所経営の実態」、「近世前期の広域村落支配と『領』」、「近世初期の遠州支配と中泉代官」
- (48) 本表の「代官」一覧作成の典拠は左記に示す。左記の他関係自治体史参照。No.1松平親宅：板倉勝重・日下部定吉・成瀬一斎連署書状(「三遠古文書寛書」、内閣文庫蔵、『新岡崎』6所収、以下史料Aと略す)『寛政重修諸家譜』ほか。No.2伊奈忠次：「三河国聞書」(近藤恒次編『三河文献集成』近世編上、愛知県宝飯地方史編纂委員会、63年、以下同じ)。No.3忠喜：【史料12】、No.4鈴木重直：【史料13】、『寛政重修諸家譜』ほか。No.5鳥山精俊：慶長8・9・28粟代村村指出(設楽郡東栄町金田家文書)、松平親宅御蔵入郷帳写(前掲註27参照)、史料A、『寛政重修諸家譜』。No.6彦坂光正：【史料16】(慶長7)・8・20彦坂光正伝馬定書、(慶長7)・8・20彦坂光正判物写(前掲『一宮町史』所収)、慶長6・一・一一「三河国聞書」。No.7畔柳成盛：松平親宅御蔵入郷帳写(前掲註34参照)、慶長13・6・28細川村百姓畔柳寿学宛請文、慶長13・6・28畔柳成盛証状写(『新岡崎』6所収)はじめ、「三河国聞書」ほか。No.8加藤喜左衛門：「三河国聞書」。No.9松平親重：『寛政重修諸家譜』ほか前掲No.1松平親宅の項参照。No.10菅沼三照：史料A、【史料16】、『寛政重修諸家譜』。No.11三浦直正：【史料4】、『寛政重修諸家譜』など。No.12鈴木隆次：『寛政重修諸家譜』ほか。No.13鳥山精明：【史料16】、『寛政重修諸家譜』。No.14松平重忠：【史料16】、『三河国聞書』、『寛政重修諸家譜』ほか。No.15中川勘介：【史料16】、『統叢考』(久曾神昇・近藤恒次編『近世三河地方文献集成』愛知県宝飯地方史編纂委員会、59年、所収)『三河国聞書』、『寛政重修諸家譜』。No.16三浦重次：【史料11】、『寛政重修諸家譜』など。No.17三宅辰介：「当代記」(久曾神昇・近藤恒次編『近世三河地方文献集成』愛知県宝飯地方史編纂委員

会、59年、所収)。No.18 浅井金右衛門：山本氏前掲註(1)論文。No.19 曾根源蔵：「三河国聞」、『書寛政重修諸家譜』

(49) 「参州岡崎領古文書」(内閣文庫所蔵)、『徳川家康文書の研究』下11、『伊奈集成』

(50) 「譜牒余録下」、『伊奈集成』一八五号。

(51) ここまで見てきたように、在地との経営などでの密接な関係を持つこうした「代官」を在地代官という表現を利用する。

(52) 「長山村年代覚書」(宝飯郡一宮町長山区有文書)、前掲『一宮町史』所収。

(53) 宝飯郡一宮町大木区有文書、前掲『一宮町史』所収。彦坂光正は本史料の他、設楽郡山間部や八名郡域に年貢割付状が広範に現存しており、三河での主たる支配領域は豊川の中上流域に分布している。

(54) 豊川市千両上千両神社文書、前掲『豊川市史』中世・近世資料編所収。

(55) 耕地経営などに密接に関連しており、そこに年貢勘定の不正で排除された山家足助代官の三宅辰助の原因も潜在しよう。

(56) 在地での当該期の村落構造・人的側面の分析は前掲註(5)の諸氏の業績がある。所氏は慶長期の在地構造の類型化を試み、三河の前代以来の規制から多様な構造を持つ三河の地域性を明らかにしている。